

2013年3月11日

全国ブラックバス防除市民ネットワーク

会長 杉山秀樹様

NHK制作局 第1制作センター  
青少年教育番組部長 野上純



拝啓

このたびはNHKEテレで放送中の「道徳ドキュメント（2月8日放送）」をご覧いただきまして、大変ありがとうございました。

2月27日付の制作局長宛要望書をご送付いただきましたが、番組を制作致しました青少年教育番組部の責任者である私から回答させていただきます。

「道徳ドキュメント」は、日本社会に生きる様々な人々を取材し、実際に起きている問題を通して、子どもたちに社会の課題や人々の悩みを一緒に深く考えてもらうことを目指した番組です。今回、その中のシリーズ「君ならどうする？」で「外来魚」の問題を取り上げました。

ご指摘のように、日本では「外来生物法」（2005年施行）によって、「特定外来生物」に指定された外来魚の放流は厳しく禁じられております。それでも違法な放流が後を絶たず、全国の湖沼河川で駆除活動が行われていることは、取材によって認識しておりました。しかしながら、「放流は外来生物法によって禁止されている」という説明は、番組中盤のナレーションであり、番組冒頭のアナウンサー出演部分では「特定外来生物」の説明に留まっていたため、厳格な放流禁止をお伝えする言葉が足りなかった側面があります。また西湖のように適用除外を受けている場所は全国で4カ所であることも、取材では理解していたものの番組では言及していませんでした。この2点については、視聴する子どもたちの理解のために、もっと十分な説明を加えた方がよかったと考えております。

今回、漁業権の設定により「外来生物法」の適用除外を受けている西湖を取材現場といたしましたのは、ここでブラックバスが生活を支える経済魚としての面と、在来魚に被害を及ぼす駆除すべき魚としての面、双方をもっているからです。あくまでも日本の法律ではブラックバスの放流は禁止、しかし例外的に認められた西湖では、現実に葛藤している人がいる、という位置づけで番組を制作いたしました。日本全国で「駆除か利用か」という問いが生じているという「過去の議論」を蒸し返す意図は毛頭ありません。また、「特定外来生物」を利用した経済活動について、現実に経済活動をしている方々を取材したことは事実ですが、前記のように当事者の葛藤を取材したものです。一方的に経済活動を推進することを目指す番組を制作した意図はありません。ご理解いただきたく存じます。

私どもは今後も、この問題について一方的に偏った内容で、番組を制作することはありません。こうした外来生物法に関わる問題を、今後取り上げる際には、ご指摘の点もふまえて真摯に取材を重ねて番組を制作する所存でございます。

また、「本時のねらいと展開」は、番組の扱った「西湖の放流開始時期」に誤りがあったため「どうが」「きょうざい」とともに、現在すでにHP配信を停止しています。番組に対する皆様からの申し入れの内容について、番組HPに掲載することは控えさせていただきます。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

敬具